

# 会 則



## 【会 則】

### 第1章 総則

(クラブの名称)

第1条 本クラブは、ザ・トラディションゴルフクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(クラブの目的)

第2条 クラブは、岡崎クラシック株式会社（以下「会社」という）が経営する愛知県岡崎市岩中町・蔵次町地内所在のゴルフ場及びその付属施設を利用して、健全なゴルフ普及発展に努めると共に、プレイヤーの体力向上・健康の増進を図り会員相互の親睦に資することを目的とする。

(クラブ事務所)

第3条 クラブの事務所は、クラブハウス内に置く。

### 第2章 会員

(会員の種類及び会員数)

第4条 本クラブは次の会員をもって組織する。

|      |           |
|------|-----------|
| 特別会員 | 20名以内     |
| 正会員  | 1,620名以内  |
| 平日会員 | 760名以内    |
| 名誉会員 | 第8条に記載する者 |

(特別会員)

第5条 特別会員とは、会社の取締役会及びクラブ理事会で承認した者とする。

(正会員)

第6条 正会員とは、クラブ理事会の承認を得て会員登録料の払い込みを完了し、かつ会社が発行する優先株式2株券を取得した株主または普通株式130株を取得した株主で、第16条に定める登録制度により登録された者とする。

(平日会員)

第7条 平日会員とは、クラブ理事会の承認を得て会員登録料の払い込みを完了し、かつ会社が発行する優先株式1株券を取得した株主または普通株式65株を取得した株主で、第16条に定める登録制度により登録された者とする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、以下の要件をみたした者とし、正会員、平日会員の別は従前の会員種別を承継するものとする。尚、名誉会員は一身専属とし、譲渡できない。

- ①会員（法人の場合は登録者）として10年以上在籍し、かつ70歳以上の株式会社会員で、会員権を譲渡又は贈与（法人の場合は登録者変更を含む）した後も、会員として継続を希望する者。
- ②代行登録者にあつては、名誉会員となる資格を有しない。

(会員の権利)

第9条 クラブの会員は、次の権利を有する。

- ①特別会員、正会員及び正会員であった名誉会員（名誉正会員）は、会社が別に定める休業日を除く全ての日の営業時間内に所定の利用料金を支払って施設を利用すること
- ②平日会員及び平日会員であった名誉会員（名誉平日会員）は、土・日曜日並びに会社が別に定める休業日を除く全ての日の営業時間内に所定の利用料金を支払って施設を利用すること
- 2 前項にかかわらず、会社はクラブ運営等に支障を生ずる恐れがあるときは、これを制限することができる。

(会員の義務)

第10条 クラブ会員は、会員契約による義務のほか、第4条の会員の種類に応じて次の義務を負う。

- ①年会費を支払うこと。但し、特別会員は免除する
- ②会則その他クラブの諸規則、マナーを遵守すること
- ③理事会の決議した事項を遵守すること
- ④クラブの秩序を乱し、クラブ若しくは会社の名誉、信用、品位を傷つける行為をしないこと

(会員費用等の決定)

第11条 年会費、会員登録料、登録変更料、その他の費用は会社がこれを決定し、いかなる場合にも返還しない。

(資格喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当した場合、その資格を失いクラブを退会する。

- ①自主退会
- ②除名
- ③死亡及び会員である法人の解散
- ④会員たる地位の譲渡
- ⑤第6条、第7条の要件を欠くに至った者
- ⑥その他前各号に準ずると認められたとき

(除名又は資格停止)

第13条 会員が、次の各号の一に該当した場合、理事会はその決議により除名、若しくは一定期間、会員資格停止処分を行うことができる。

- ①クラブの諸規則に反したとき
- ②クラブの名誉を傷つけ、またはクラブの秩序を乱したとき
- ③年会費や諸料金を3ヶ月以上滞納したとき
- ④暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員またはこれらの関係者であること及び刺青があることが判明したとき、若しくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介したとき
- ⑤その他理事会において処分を至当と認める行為があったとき

(ゲスト)

第14条 会員は、ゲストを紹介しまたは同伴しうる。自己の紹介または同伴するゲストの施設内における一切の行為について、会員は連帯して責任を負う。

(会員の新規入会手続)

第15条 正会員及び平日会員の入会手続は、以下のとおりとする。

- ①クラブに入会しようとする者（以下「入会希望者」という）は、募集事項・募集内容・会則・細則・諸規則を承認の上、所定の手続により申込み手続を行う
- ②理事会は、入会希望者及び次条に定める代行登録、法人登録予定者の審査を行い、入会希望者はその承認を受けた後、会社に対して会員登録料を支払う
- ③前号の手続完了後、入会希望者及び代行登録、法人登録予定者は会員資格を取得する

(登録制度)

第16条 入会希望者が個人である場合、自己及び第三者を会員として登録できるものとし、自己を会員として登録した場合を本人登録、第三者を登録した場合を代行登録という。

- 2 入会希望者が法人である場合、法人の指名するものを会員として登録するものとし、この場合を法人登録という。

(株式譲渡制限)

第17条 株主は、会社の株式を、会社の許可を得ないで他に譲渡、質入、その他一切の処分をしてはならない。

(会員たる地位の譲渡)

第18条 会員は、会員たる地位を他の者に譲渡できる。

- 2 前項の譲渡に際して、株式については前条の承認を受けけるものとし、登録された地位については、譲渡人及び譲受人の各々が、次条に定める手続きに従うものとする。但し、会員は、ゴルフ場正式開場から3年を経過するまでは、会員たる地位を譲渡できないものとする。

(会員たる地位の承継)

第19条 会社の承認を得て株式を譲受け入会を希望する者は、会員の推薦を受け、譲渡人の譲渡申請書及び入会申込書等を提出し、理事会にて入会審査を受け、承認を得たのち、登録変更料を会社に支払った後、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。

(会員たる地位の相続)

第20条 株主である会員が死亡したときは、相続人は1名に限り、株式とともに登録された資格を承継することができる。この場合相続人は、第15条に従い入会手続きをなし、会社の定める登録変更料を会社に支払い、死亡した株主の権利義務をすべて承継する。

(会員の除名に伴う株式の買取)

第21条 株主である会員が除名された場合、会社はその会員の所有にかかる株式を、会社が発行した金額で買取の権利を有する。なお、除名された会員から会社に対し本項の買取り請求をすることはできない。

- 2 会社より買取り請求がなされたときは、会員より株券の提出がなされることを条件として、前記金額にて売買契約が成立したものとみなす。この場合、会社が当該会員に対して債権を有するときは、会社は対当額で相殺した後、株主に残額を支払う。

(登録者の変更)

第22条 株主は代行登録者、法人登録者の変更を申請できる。この場合第15条に従い手続きする。変更が承認された場合、会社が定める登録変更料を納入する。

## 第3章 役員及び管理

(役員)

第23条 クラブに次の役員を置く。

名誉理事長1名、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事若干名、監事若干名

- 2 役員はすべて名誉職とし、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間、その職務を継続して行う。

(役員の委嘱)

第24条 名誉理事長、副理事長、常務理事、理事、監事は、原則として特別会員、正会員、平日会員並びに会社役員の中から会社がこれを委嘱する。

(理事長)

第25条 理事長は、理事の互選により選出し、クラブを代表して理事会を主宰し会務を統轄する。理事長に支障ある場合、副理事長が代行し、理事長・副理事長に支障がある場合、常務理事が代行する。

(理事会の任務)

第26条 理事会は、クラブの運営管理に当たるほか次の事項を審議決定する。

- ①会則に定められた事項
- ②その他クラブ運営に必要な事項

(理事会の決議方法)

第27条 理事会決議は、出席理事の過半数をもって決定する。

(会則の改正)

第28条 本会則の改正は、会社が理事会の同意を得て行う。本会則を改正した場合は、理事会は会員にこれを通知し、その変更前に入会した会員にも改正会則を適用する。

(委員会)

第29条 クラブに理事会の諮問機関として次の委員会を置くことができる。

- ①コース委員会（コース使用、維持及び保全に関すること）
  - ②フェロウシップ委員会（諸規則の動行、クラブの秩序維持、会員相互の親睦、入会申請者の審査、会員の処分及び会報刊行に関すること）
  - ③コンペティション委員会（ゴルフの競技の企画、施行及びルールに関すること）
  - ④ハンディキャップ委員会（ハンディキャップの審査決定に関すること）
- 2 委員は、理事会が会員の中から委嘱し、任期は2年とする。

## 第4章 会計

(事業年度)

第30条 クラブの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第31条 クラブの会計は会社がこれを行い、年会費、会員登録料、登録変更料などの収入及び資産並びに負債はすべて会社に帰属する。

## 第5章 附則

(細則)

第32条 本会則に付随する細則は別に定める。

(理事会の代行)

第33条 理事会発足前における理事会の職務権限は、会社取締役会がこれを代行する。

(施行日)

第34条 本会則は1999年10月4日より施行する。

(付記)

|            |      |             |      |             |      |
|------------|------|-------------|------|-------------|------|
| 1999年10月4日 | 制定   | 2003年3月20日  | 一部改定 | 2004年11月13日 | 一部改定 |
| 2011年11月8日 | 一部改定 | 2018年10月23日 | 一部改定 |             |      |